

四日市市告示第72号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月10日

四日市市長 田中俊行

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成11年四日市市告示第358号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 成長分野への新規参入事業 中小製造業者が自ら行う事業のうち、航空・宇宙産業や次世代ロボット産業など今後成長が見込まれる分野に新たに参入するため、新しい技術若しくは製品の研究開発を行う事業又は各種認証を取得する事業をいう。</u></p> <p>(対象事業等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に掲げるものとする。<u>ただし、成長分野への新規参入事業については、別表第2に掲げるもののほか、</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(対象事業等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に掲げるものとする。</p>

各種認証取得に要する経費についても
補助対象経費とする。

3 (略)

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、1の補助対象事業につき、自社研究開発事業にあつては200万円を、産学・産産連携研究開発事業にあつては100万円を、成長分野への新規参入事業にあつては300万円を限度として、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で定める。

2 (略)

3 (略)

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、1の補助対象事業につき、自社研究開発事業にあつては200万円を、産学・産産連携研究開発事業にあつては100万円を限度として、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で定める。

2 (略)

第1号様式及び第3号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市新規産業創出事業補助金交付申請書

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第 4 条に規定する事業を行いたいので、
同要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名

（事業： 自社研究開発 / 産学・産産連携研究開発 / 成長分野への新規参入）

2 補助金申請額 金 円

3 事業の概要

4 補助金を必要とする理由

住 所
名 称
代表者

四日市市新規産業創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市新規産業創出事業補助金については、四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金の額 金 円

2 事業名

（事業： 自社研究開発 / 産学・産産連携研究開発 / 成長分野への新規参入）

3 補助金の交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(商工農水部工業振興課)